福祉行政報告例エクセルシート (電子報告表) 記入マニュアル (令和7年度提出分)

本	マニュ	アルについて	1
1	目的	l	1
2	シス	テム条件	1
3	福祉	行政報告例エクセルシートの配布及び構成	1
	(1)	エクセルシートの種類	1
	(2)	ダウンロード及び圧縮ファイルの展開(解凍)	2
	(3)	ダウンロード時の Excel ファイル名	2
4	機能		3
5	令和	7年度月報の操作方法	4
	(1)	月報第 25, 26 のエクセルシート	4
6	令和	6年度年度報の操作方法	8
	(1)	年度報共通の注意事項	8
	(2)	年度報共通の操作方法	9
	(3)	前年度数値を基に報告する報告表について 1	.1
7	令和	6年度年度報 児童相談所別報告表の操作方法1	3
8	注記	欄について	2
9	提出	方法2	3
	(1)	添付ファイル名とファイルの拡張子 2	:3
	(2)	送信先アドレスと送信時の注意点 2	:4
10	よく	あるご質問2	25
	(1)	月報の報告表について 2	:5
	(2)	年度報の報告表について 2	:6
	(3)	年度報の報告表(児童相談所別)について 2	27

目 次

11 再	確認事項	28
(1)	各表共通	28
(2)	令和6年度福祉行政報告例(年度報)について	28
(3)	令和7年度福祉行政報告例(月報)について	36
(参考	う令和7年度提出分報告表様式の注意点について	36
(参考	·)都道府県等番号一覧	37
(参考)福祉行政報告例エクセルシート一覧	38

福祉行政報告例に関する改善提案の受付窓口(メールのみ)

E-mail:<u>fukushi2@mhlw.go.jp</u>(報告表第25~第65(欠番あり))

<u>fukushi3@mhlw.go.jp</u>(報告表第 14~第 22 の 2 (欠番あり)、第 67~73)

※調査全体に関する事はどちらのメールアドレスでも可

本調査を改善するためのご提案がありましたら、件名に「改善提案」と明記し、上記メールアドレスまでお送りください。

いただいた改善提案は今後の福祉行政報告例の企画や記入要領改訂の参考とさせていただきます。

なお、ご提案に対する個別の回答は出来かねますのでご了承ください。

(担当)

厚生労働省政策統括官付参事官付

行政報告統計室 福祉統計係

代表電話: 03(5253)1111

(内線 7553・7554)

本マニュアルについて

本マニュアルは、令和7年度の提出に使用する福祉行政報告例エクセルシート(電子報告表)の操 作等についてご説明したものです。対象は令和7年度月報、令和6年度年度報です。

令和7年度月報:

令和7年4月分から令和8年3月分までの各月分の数値を、翌月末日までに報告するものです。 令和6年度年度報:

令和6年度分の数値を、令和7年5月末日までに報告するものです。

(報告表第33のみ、令和7年4月1日時点)

提出にあたっては本マニュアルを参照し、報告表を作成してください。各報告表の記入内容につき ましては、各年度の「記入要領及び審査要領」をご参照ください。

1 目的

福祉行政報告例エクセルシート(電子報告表)は、報告事務の負担軽減、報告の迅速化を図ることを目的としています。

2 システム条件

福祉行政報告例エクセルシートの動作環境は以下のとおりです。

パーソナルコンピュータ

Microsoft Excel 2013 以降のバージョンで作成された

Microsoft Excel のファイル(.xlsx 形式及び.xlsm 形式)が正常に動作するもの。

※Microsoft Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。

※デスクトップアプリ版のみに対応しております。

※報告表第25、26(月報)の提出用ファイルの作成には、Excelのマクロが正常に動作する環 境が必要です。

※報告表第47、50、56、57(児童相談所別にも報告する報告表)の総括の報告表の作成には、 Excelのマクロが正常に動作する環境が必要です。

プリンタ

日本産業規格A列4番及び同3番へ印刷が可能なもの。 ※報告表を印刷しない場合は必要ありません。

ネットワーク

LGWAN(総合行政ネットワーク)に接続され、電子メールサービスが利用できること。

3 福祉行政報告例エクセルシートの配布及び構成

(1) エクセルシートの種類

政府共通 NW/LGWAN 掲示板システムでは、厚生労働省報告用である「**保護あり**」の Excel ファイルと参考配布用である「**保護なし**」の Excel ファイルを配布しています。

保護あり:記入欄以外はパスワード保護(ロック)をしています。**厚生労働省への提出は、 こちらのファイルを利用してください。** 保護なし:パスワード保護を解除したファイルであり、お手元での作業用として参考配布 しています。

「保護なし」の Excel ファイルは厚生労働省への報告には使用しないようご注意ください。

(2) ダウンロード及び圧縮ファイルの展開(解凍)

政府共通 NW/LGWAN 掲示板からダウンロードしたファイルは ZIP 形式で圧縮されていますので、 利用者端末上で展開(解凍)の操作をしてください。

1.	政府共通 NW/LGWAN 掲示板 から ZIP ファイルを任意の	・厚生労働省報告用 第27~第65(保護あり)		
	フォルダにダウンロードし ます。(右図は Microsoft Edge の場合の例)	<u>年度報第27~第65(保護あい</u> 日 ・厚生労働省報告用 第14~) ほ	ー リンクを新しいタブで開く リンクを新しいウィンドウで開く リンクを InPrivate ウィンドウで開く		
		<u>年度報第14~第22の2,第6</u> G	名前を付けてリンクを保存 リンクのコピー		J
2.	ダウンロードしたファイル を ちクリック 」 「 オベイ	名前 ^	更新日時	種類	94
	を 石ノリックノ し、[9・(C 展開] をクリックします。	🕌 年度報第27~第65(保護あり).zip	開く(O) 新しいウィンドウで開く 会 分類して保護する	.(E)	
			すべて展開(T) ー		× 7)
3.	ウィザードに従って展開先 のフォルダを選択し、[展 開] ボタンをクリックして ください。	 2 単純 (20年5年)、ウホルダーの展開 展開先の選択とファイルの展開 フィバルモホンフォレダーに発展する(2) をはboxおはかいたestingがますな1まが一家ない(2)目を305 図売了時に展開されたファイルを表示する(2) 	×		
			原業(£) キャンセル		
4.	ZIP ファイルとは別にフォ ルダが作成されます。電子 報告表ファイルはこの中に 保存されています。		.zip		

(3) ダウンロード時の Excel ファイル名

ダウンロードした Excel ファイル名は、3桁の数字で報告表番号を表しています。
 (例 報告表第14:140.xlsx) 報告表第54の3:543.xlsx)
 他表間チェックがある報告表は、複数の報告表が1つのファイルになっています。

(例 報告表第 36 と第 37:<u>360 370.xlsx</u>)

4 機能

福祉行政報告例エクセルシートは以下の機能を備えています。

- ① 合計表示機能 ………… 合計欄を自動的に計算します。
- ② 審査機能 ………… 審査要領に記載されている表内関連チェック・他表間チェック 及び前月分報告とのチェックを行い、エラーがある場合はメッ セージ(赤文字)を表示して、修正を促します。
- ③ 項目名などの保護機能…… 各報告表は、数値・訂正・注記欄部分のみ入力できるようになっています。
- ④ 条件付き書式による比較機能・・・・ 年度報及び月報の一部項目では数値入力誤り防止のため、入力 値と前回値または前月値との増減が一定数を超える場合、数値 の色が変色するように条件付き書式を設定しています。

年度報のうち、児童相談所別にも報告する報告表は、以下の機能も備えています。

なお、動作にはマクロが正常に動作する環境が必要です。

(児童相談所別に分割した個別表ファイルはマクロを使用しません。)

- ① ファイル分割機能 · · · · · · · 児童相談所別に報告表ファイルを分割し、個別表ファイルを作成します。
- ③ 個別表確認機能……… 取り込んだ個別表のデータを確認します。
- ④ 総括表作成機能······· ファイル取込機能で児童相談所別のファイルを取り込むことに より、自動的に総括の報告表が作成されます。

月報の報告表は以下の機能も備えています。

なお、動作にはマクロが正常に動作する環境が必要です。

- 審査機能………都道府県等番号の不備や「増減確認済み」が未選択、審査要領 エラーがシート内に残っている場合に、メッセージを表示して 修正を促します。
- ② 前年度データ取り込み機能…令和6年度月報のExcelファイルの0703シートからデータを取り込みます。取り込んだデータにエラーがあるとき、メッセージを表示して修正を促します。
- ③ 提出用ファイルの作成機能…各月のシートにエラーがなければ、自動的に形式的なファイル 名で任意の報告月のファイルを作成します。
 - 例) 0706 シートで訂正 2 回目だと「0706XXXX02250.x1sm」
 ※ XXXX は都道府県等番号
- ※ 提出用のファイルは報告表の保存されているフォルダ内に作成されます。同じ名前になる場合は 上書き保存されますので、上書きしたくない場合には「ファイル」の「名前を付けて保存」から任意 の名前を付けて保存してください。

5 令和7年度月報の操作方法

(1) 月報第25,26のエクセルシート

月報第25,26のエクセルシートは、一つの報告表につき1ファイルとなっており、4月から翌年3月までの12ヶ月分の各シートと、前年度3月分の情報を入力するシート等で構成されています。(前年度3月分シートは4月分との増減計算用に入っています。前年度3月分の報告には使用しないでください。)

| お願い 0703 0704 | 0705 | 0706 | 0707 | 0708 | 0709 | 0710 | 0711 | 0712 | 0801 | 0802 | 0803 | 都道府県・指定都市 |

シート名は4桁で報告年月を示します。(例:令和7年6月分は0706シート)

操作の流れ

- 先頭の **0703** シートをクリ 1. ックし、半角4桁の都道府 県等番号を必ず入力してく ださい。赤字でエラーメッ セージが表示された場合は 番号を再確認してくださ *د*، ا ※本シートで入力した都道 府県等番号は、以降の各月 のシートに引き継がれま す。 ※都道府県等番号はファイ ル内のシートか本マニュア ルの P.37 でご確認くださ い。
- 0703 シートに、令和6年度 3月分の報告表ファイルから、必要情報を
 (緑)セルに転記してください。
 ※令和7年度の報告表は、マクロを用いて前年度 3月分の報告表ファイルから0703シートのデータを 取り込むことができます。
 ※都道府県等番号及び表の番号が一致している場合のみデータを取り込みます。
- 0704 シートに切り替え、記 入要領に従って、必要事項 を (緑) セルに入 力してください。
 ※ 以降の各月のシートに ついても同様です。







※ 他のファイルからコピ ー・貼り付けする場合は、 必ず値の貼り付けをしてく ださい。

 21. 定期報告する月の「最終チ エックボタン」を押してく ださい(各月のシートにエ ラーがなければ、本マニュ アルの「9 提出方法」 (P. 223)に示したファイ ル名で提出用ファイルが作 成されます)。

> 提出用ファイルを作成 後、各月の報告期限までに 厚生労働省に提出してくだ さい。

> ※保存される提出用ファ イルは、作業用のファイル の保存されているフォルダ と同一のフォルダ内に保存 されます。

> ※既に同じ名前のファイ ルがフォルダ内にある場合 には上書き保存されますの でご留意ください。

5. 定期報告のファイルは、前 月の報告に用いた最新のフ ァイルで作成してくださ い。定期報告以前の月に訂 正が生じた場合は、定期報 告として提出するファイル の各月のシートを訂正して ください。

> 例 11月分の定期報告 で、5月及び10月の数値 を訂正する場合

前月の定期報告として提 出した

「0710XXXX00250. x1sm」の ファイルを用いて11月分 を作成し、11月分のファイ ルの0705シート及び0710 シートの数値を訂正してく ださい。また、その際に提 出するファイルは 「0711XXXX00250. x1sm」の

ファイルのみになります。









2 注意点

- 不適切な値を入力すると、 エラーメッセージが表示されますので、入力値を見直 してください。
- 数値入力欄に空欄がある場合や審査要領に合致しない値がある場合は、赤字でエラーメッセージが表示されますので、提出前にエラーを解消してください。

※ 値がない欄にも「0」の 入力が必要です。

※ ファイル内のいずれか のシートについて審査要領 エラーや空白がある場合、 「最終確認ボタン」を押し ても提出用ファイルは作成 されませんのでご留意くだ さい。

- 理由など、注記が必要な場合は、テキストボックスの注記欄に必ず記載してください。
 ※コメント(メモ)の挿入機能は注記に使用しないでください。
- 前月末現在の項目は前月分 報告の月末現在数から引用 されます。
 (黄色)セルに は、審査要領等に基づき自 動計算された数値が反映さ

助前昇された数値が及映されますので確認してください。

5. 定期報告月以外の月も含め 訂正がある場合、訂正する 月のシート上で、欄外右上 にある (緑) セ ルにあるプルダウンから特 定の訂正回数を選択してく ださい。

> ※ 「最終チェックボタ ン」を押した際に、フォル







Ι.	年月 表 御道府県・指定御市・甲核市						
Ш		前月末現在	認定請求書	受給資格認知	2件数(月中)	却下件数	月末現在
		未処理件数	受付件数	受给者	支給停止者	(月中)	未処理件数
Ш			(月中)		2010111-0		
Ш		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(e)
	and the set off the set of the set of the set of the						
	都退將県・市寺支疝対影者(01)	18	22	35	1	0	4
Ш					<		
	国 支 給 対 象 者 (02)						
					<hr/>		



ダに作成されるファイル名 の訂正回数は定期報告月の セルの値を用いています。

6 令和6年度年度報の操作方法

第14~73(欠番あり)のうち月報及び第54~54の2を除く全49表が対象となります。

児童相談所別にも報告する報告表については、「7 令和6年度年度報 児童相談所別報告表の操 作方法」(P.13)もご参照ください。

- (1) 年度報共通の注意事項
 - ファイル名の数字は3桁で報告表番号を示しています(例:報告表第14は140.xlsx、第18 の2は182.xlsx)。関連チェックのある表以外は1表につき1ファイルとなっておりますの で、各表の担当者毎に利用できます。
 - 他表間チェックのある表(320 330. xlsx、430 440. xlsx 等)は、複数表が1ファイルとなっています。チェック機能等が作動しなくなりますのでファイル(シート)の分離は行わないでください。
 - 都道府県等番号を必ず入力してください。
 - 提出ファイル上で「切り取り・貼り付け」やドラッグによるセルの移動は行わないでください。(記入欄を誤った場合はコピー・値貼り付けをして元のセルを0にしてください。)
 - 厚生労働省へ報告する際は、「**保護あり**」のエクセルシートで送付してください。
 - エクセルファイルの「お願い」シートにも、記入にあたって特にお願いしたい点をまとめて おりますので、ご一読ください。
 - ●「第○○表」のシートが入力対象シートです。「05」から始まるシート名は前回報告値です (「第○○表」シートに都道府県等番号を入力すると前回値が表示されます。)。

 ¹ 310.xlsx ← 関連チェックのため複数の表が1ファイルになっているものがあります。

 ¹ 320 330.xlsx

 ¹ 420 (令和6年度・保護なし).xlsx ← 保護なし版ファイルは参考配布のため提出には使用できません。

 ¹ 690 710.xlsx

	れにこ注意へたてい。			
項目ごとに前年度と数値を ※前回値は「第〇表」シート	北較し、貼り付け間違いや記入	、漏れ等がないようご注意くた	ださい。 アカキキオ	
			010430	
IEファイルを参照したリング 別のエクヤルファイルからコピ	-して貼り付ける際は、貼り付け	。 のオプションで 値 を選択し、巻	攻値のみ貼り付けてください。	
	> m(-d-1) - >+ = - 48(-==)		a company and a second s	
削凹値との増減を確認 (、必要に応して注記欄に記録	戦をお願いします。		
前回値との増減が実数10.	リトかつ50%を超えたセルの数	値仕 図のように表色 VH	100/1725日に主て	
前回はたートレップ茶」」、小魚の				
前回値に比べて著しい増調 確認の結果、数値が正しし	がある場合は、入力誤り等がな 場合は、注記欄に 増減確認	いか再度ご確認ください。 なと記載をお願いします。		
前回値に比べて著しい増調 確認の結果、数値が正しし (増減の理由がある場合に	がある場合は、入力誤り等がな 場合は、注記欄に増減確認 、あわせて簡単に記入してくだる	にしているうによっています。 にいか再度ご確認ください。 <u>斉と記載</u> をお願いします。 さい。)		
前回値に比べて著しい増調 確認の結果、数値が正しい (増減の理由がある場合に	がある場合は、入力誤り等がな場合は、注記欄に増減確認効 場合は、注記欄に増減確認効 、あわせて簡単に記入してくださ	加加な、日のようによっていた。 ないか再度ご確認ください。 <u> 斉と記載</u> をお願いします。 さい。)		
前回値に比べて著しい増減 確認の結果、数値が正しい (増減の理由がある場合に り付けの際は「値」を)	はかある場合は、入力説の等がな 場合は、注記欄に増減確認済 も、あわせて簡単に記入してくださ 単れしてください。 前	間は、日のようにかしくは、 ないか再度ご確認ください。 <u> 斉と記載</u> をお願いします。 さい。)	かつ50%超の増減がある場	
前回値に比べて著しい増減 確認の結果、数値が正しし (増減の理由がある場合に り付けの際は「値」をえ	がある場合は、入力調い等がな 場合は、注記欄に増減確認法 も、あわせて簡単に記入してくださ 選択してください。前	には、1005-005-005-005-005-005-005-005-005-005	かつ50%超の増減がある場	拾
前回値に比べて著しい増調 確認の結果、数値が正しし (増減の理由がある場合): り付けの際は「値」をう	がある場合は、入力調り等がな 場合は、注記欄に増減確認 は、あわせて簡単に記入してくださ 選択してください。前 2-(Allas 1000 万(4) (1000 円) (1000 万) (1000 万)	かつ50%超の増減がある場	拾
前回値に比べて著しい増加 確認の結果、数値が正しし (増減の理由がある場合に り付けの際は「値」をう	がある場合は、入力説(等がな 場合は、注記欄に 増減確認) 、あわせて簡単に記入してくださ <u>健択してください。</u> 前	(加速ま 目のありため)、 (加速まで確認ください。 各と記載をお願いします。 さい。) 回値と比べて10以上 増加のとき、赤色に 変色します。	かつ50%超の増減がある場 盛少のとき、桃色に 変色します。	拾
前回値に比べて著いり響調 確認の結果、数値が正し (増減の理由がある場合に り付けの際は「値」をう いたでのでは、「値」をす	がある場合は、入力説(学術な 場合は、注記層に <u>増減確認</u> は、あわせて簡単に記入してくださ 性沢してください。前 「「「」」」」」。 「」」」」」。 「」」」」」。 「」」」」」。 「」」」」」」。	1000 つしている 1000 つし 1000 つし 1000 つし <td>かつ50%超の増減がある場</td> <td>拾 世 911</td>	かつ50%超の増減がある場	拾 世 911
前回儘に比べて著しい驚調 確認の結果、数値が正し (増減の理由がある場合) り付けの際は「値」をう	がある場合は、入力説(学がな 場合は、注記)間に増減確認 は、あわせて簡単に記入してくださ は、あわせて簡単に記入してくださ ない。 ***********************************	・血はる しのう うしのう うしのう うしのう ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ローク ・ ・ローク ・ローク ・ ・	かつ50%超の増減がある場 <u> </u>	合 1733

↑「お願い」シートもご一読ください。

(2) 年度報共通の操作方法

- 操作の流れ
- 「第〇〇表」(見出しの色 が薄い黄色)が入力対象シ ートです。はじめに、左上 のセルに半角数字4桁で、 都道府県等番号を入力して ください。
 ※都道府県等番号はファイ ル内のシートか本マニュア ルの P. 37 でご確認ください。
- 3. 「前回値シートへ」ボタン をクリックするか、前年度 シートの見出し(水色)を クリックすると、前回報告 された値が表示されます。 項目毎に前回報告値と値を 比較し、貼り付け間違いや 入力漏れ、入力誤りがない か確認してください。 ※ 前年度シートのシート 名は、年度(2桁)+表番号 (3桁)となっており、 「05140」は令和5年度分 報告の第14表です。 ※「今年度シートへ」の ボタンをクリックするか、 「第〇〇表」のシート見出 しをクリックすると今回の 入力対象シートに戻りま す。 ※ 「11 再確認事項」 (P.28) もご覧ください。

→ 般統計調査 0600140 9912 年 表 都道府県・指定都市・

10140 0100 表 都道府県・指定都市・中核市 前回値シートへ O

		-					
			総数 (年度末現在) (1)	新規交付 (年度中) (2)	1 級 (年度末現在 (3)	MS明朝 → 14 A^ A ~ % 9 圖 B I Ξ ◇ ~ A ~ Ⅲ ~ ‰ ※	國級現
1 254	DA 47	18歳未満 (01)	0	0			
i ji	. PP	18歳以上 (02)	0	0		メニューの検索	
	(再掲)糖尿病を	18歳未満 (03)	/	0	/	X 切り取り(工)	/
	主原因とするもの	18歳以上 (04)	/	0	/	[]] ⊐P_(C)	-
ALL	200 HB 44: 04 417	18歳未満 (05)	0	0	(
見・千	"関敏能牌書	18歳以上 (06)	0	0	(こ 貼り付けのオプション:	
王志	荷	18歳未満 (07)	0	0	(
45 .E		18歳以上 (08)	0	0		形式を選択して貼り付け(の)	
		18條書港 (09)	0	0		103VC/#1/(0 (SH:)1)()(2)	



- 前回値との比較により、今 回入力数値が<u>実数10以上</u> かつ50%を超えて増減して いる場合、文字色が変わる ようになっています。変色 した数値に誤りがないか再 度確認し、正しければ注記 欄横のセルにあるプルダウ ンより「増減確認済み」を 選択してください。
- 5. 注記欄に必要事項を記載し てください。記載に当たっ ては本マニュアルの「8 注記欄について」(P.222) をご参照ください。
- 4マニュアルの「9 提出 方法」(P.23)を参照し、 指定のファイル名で報告期 限までに厚生労働省に提出 してください。

2 注意点

- 不適切な値を入力すると、 エラーメッセージが表示されますので、入力値を見直 してください。
- 数値入力欄に空欄がある場合や審査要領に合致しない値がある場合は、赤字でエラーメッセージが表示されますので、提出前にエラーを解消してください。

※ 値がない欄にも「0」の 入力が必要です。

 増減理由など、注記が必要 な場合は、テキストボック スの注記欄に必ず記載して ください。
 ※コメント(メモ)の挿入 機能は注記に使用しないで ください。
 ※ 記載に当たっては本マ ニュアルの「8 注記欄に ついて」(P.22)をご参照



0600010000140.xlsm







ください。

 訂正報告をする場合、欄外 右上にある
 セルにあるプルダウンより
 任意の訂正回数を選択して ください。

6	н	1	J	к	L	м	N	0	
	第14	身体障害	害者手帕	反付台中	長登載数	(03	
		(身体	障害者福	祉法)				00	
								01	
								02	
								03	
						-		04	
1 級	新相志付	2 級	新相応付	3 級	新相応付	4 級	新祖杰付	05	
(年度末現在)	(年度中)	(年度末現在)	(年度中)	(年度末現在)	(年度中)	(年度末現在)	(年度中)	06	
	F (A)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	07	
(3)	(4/					0	0	80	
(3) O	0	0	0	0	U	U	U	00	
(3) 0 0	0	0	0	0	0	0	0	09	
(3)	0	0	0 0 0	0	0	0	0	09 10	

(3) 前年度数値を基に報告する報告表について

以下の報告表では、前年度分の報告数値を基に今年度報告を作成する箇所があります。

第31, 32, 37, 38, 39, 41, 54の3, 52, 63の各表

次の例のように前年度数値の確認等をし、今年度分を報告してください。

例:第32のエクセルシートの場合

- 都道府県等番号を入 力すると、欄外の 「(参考)前年度分報 告」に前年度分報告 値が表示されます。 (表頭が<mark>濃緑色</mark>の箇 所)
- 前年度分報告の「年 度末在籍(9)(10)」に ついて、訂正がある 場合は「訂正 (9)(10)」欄(太枠 内)に訂正後の数値 を直接入力してくだ さい。 ※赤い矢印が表示さ れます。





 今年度分報告の数値 を入力します。(表頭 計(9)以外)



 前年度分報告と数値 が異なる場合には、 前年度分報告値の欄 に「※」印や「←」 印がつきますので、 シート内の説明を参 照し、相違理由を注 記欄に記載してくだ さい。

7 令和6年度年度報 児童相談所別報告表の操作方法

令和4年度報告から、第47・50・56・57の各報告表では、児童相談所別の数値も報告いただくことになりました。

これらの報告表では、Excel マクロを用いて児童相談所別にファイル分割、取込等を行いますの で、各都道府県・指定都市・中核市・特別区(中核市・特別区は児童相談所を設置する市に限る。以 下、「児童相談所設置市」という。)におかれましては、次に示す手順で操作をお願いいたします。

なお、年度報一般の操作につきましては、「6 令和6年度年度報の操作方法」(P.8~)もご一読 ください。

概要イメージ



- 報告表第56・57は、他表間チェックがあるため、複数表が1ファイルとなっています。ファイル分割を行った個別表も、複数表が1ファイルとなっていますので、シートの分離は行わないようにしてください。
- 参考配布用の「保護なし」版も、マクロによるファイル分割・取込機能を備えていますが、分割した個別表も「保護なし」となります。実際の配布、回収は「保護あり」の報告表ファイルで行ってください。

次ページから、第50表を例にして操作手順をご説明します。

① 都道府県・指定都市・児童相談所設置市での操作(マクロ有効化~ファイル分割)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市では、次の手順でマクロにより児童相談所配布用の個 別表ファイルを作成してください。

- 報告表ファイルを開 1. くと、ウインドウ上 部に黄色い「セキュ リティの警告」バー が表示されますの で、「コンテンツの有 **効化**] をクリックし てマクロを有効化し てください。 ※「保護されたビュ ー」が表示された場 合は[編集を有効に **する**] をクリックし てから、[**コンテンツ** の有効化] をクリッ クします。 ☆「Microsoft Excel のセキュリティに関 する通知」が表示さ れた場合は、[マクロ を有効にする] をク リックします。
- 「お願い」シートの
 「動作環境チェック」ボタンをクリックし、「マクロは有効になっています。」と表示されたら、マクロ有効化の操作は問題ありません。
 ※マクロを有効にできない場合の対処等については、「10よくあるご質問」(P.25~)をご覧ください。
- 「第〇〇表_総括表」 シート(見出しの色 が薄い黄色)をクリ ックし、[①都道府県 等番号選択]をクリ ックします。 ※第56・57の報告表 では「第56表_総括 表」をクリックして ください。

ファイル	<u>k-4</u> ‡	€入 描	∎ ~-	シレイアウト	数式	データ
「 貼り付け 「日二 ジ ジ 創]り取り ピー ~ 式のコピー/ プポード	160付け	M S 明朝 B I 」	2 • III •	- 1 	11 ~ A^ <u>A</u> ~ ≝
1	イの警告 3	クロが無効に	されました。	コンテン	ツの有効化	
A1	+	×v	f_{x}			_
Microsoft Excel بد‡ع U	のセキュリティに ティに影響を及	:関する通知 &ぼす可能性の	のある問題点	? iが検知されまし	× ,た。	
Microsoft Excel セキュリ 警告: このコンテンダ も、このコンテンダ き、このコンテンダ	のセキュリティに ティに影響をあ ッツの発行元か が重要な機能 は無効のままの	間する通知 &ぼす可能性の が信頼できるか を備えており、 こしてください。	りある問題点 いどうかを確認 発行元が信	? が検知されまし ますることはでき 頼できる場合な	×. た。 ませ を除	
Microsoft Excel をキュリ 参告: このコンテンジ なこのコンテンジ な、このコンテンジ れ、このコンテンジ れ、このコンテンジ れ、このコンテンジ れ、このコンテンジ れ、このコンテンジ れ、このコンテンジ れ、このコンテンジ にの の の の の の の の の の の の の の	のセキュリティに ティに影響をあ ッツの発行元か が重要な機能 は無効のままの	関する通知 &ぼす可能性の が信頼できるか を備えており、 こしてください。	りある問題点 どうかを確認 発行元が信	? が検知されまし 弱することはでき 頼できる場合社	× た。 ませ 2餘 、 、	
Microsoft Excel セキュリ 警告: このコンテンツ な、このコンテンツ な、このコンテンツ 「アイリルのパス: 「 マクロが無効にされ 下イ上の危険性が 暑合は、このコンテン	のセキュリティに ティに影響をあ ッツの発行元加 が重要な機能 は無効のままに ました。マクロロ ある可能性が ンツを有効にし	関する通知 使ぼす可能性の が信頼できるか を備えており、 こしてください。 こは、ウイルスか あります。このフ ふないでください	Dある問題点 そうかを確認 発行元が信 い 含まれている アイルの発行。	? が検知されまし ますることはでき 類できる場合を あか、その他セキ 元が信頼できる	× た。 ませ な な 、 、 コリ い	
Microsoft Excel セキュリ を告: このコンテシ なこのコンテンツ たこのコンテンツ たこのコンテンツ たってのコンテンツ たってのコンテンツ たってのコンテンツ たってのコンテンツ なってのコンテンツ たってのコンテンツ についての なってのコンテンツ なっての なっ なっての なっ なっての なっ なっ なっ なっ なっ なっ なっ なっ なっ なっ	のセキュリティに ティに影響をあ ッツの発行元れ が重要な機能 は無効のままに ました。マクロ ある可能性から ンツを有効にし	関する通知 なぼす可能性の や信頼できるか を備えており、 こしてください。 こは、ウイルスた 約5ます。このフ ないでください	Dある問題点 発行元が便 「含まれている アイルの発行。	? が検知されまし いが検知されまし いかその他できる場合で がに、その他できる	× د. د. د. د. د. د. د. د. د. د. د. د. د. د	





- 都道府県等番号選択 4. フォームが表示され ますので、プルダウ ンリストの「▼」を クリックし、都道府 県 ・ 指定都市 ・ 児童 相談所設置市の番号 を選択します。 児童相談所リストが 表示されますので、 確認し、[選択] ボタ ンをクリックしま す。 ※第50、56・57の各 表では、「加算用」も リストに表示されま す。
- 確認メッセージが表示されますので、[はい]をクリックします。
- 変更した旨のメッセ ージが表示されます ので、[OK] をクリッ クします。
- 上部の「取込済デー タ件数」欄のカッコ 内に、児童相談所数 (報告表第50、56・ 57では加算用が加わ り+1)が表示され ますので確認してく ださい。
- 20児相別ファイル 分割]ボタンをクリ ックします。
 ※次の操作の前に、 あらかじめ個別表フ ァイルを出力するた めのフォルダを作成 しておくことをおす すめします。











9.	ファイル分割フォー ムが表示されますの で、 [参照] ボタンを クリックします。	アイル参担 × 入力用ファイルを児童相談所別に分割します。 (谷内の児童相談所が)1箇所の場合も、本機能で作成したファイルに 入力をお願いいたします。) ・ 1. 児相別分割ファイルの作成先フォルダーを指定してください。 ・ 作成先: ・ ・ ・ 2. 実行ボタンをクリックするとファイル出力します。 ・
10.	児童相談所別の個別 表ファイルを出力す るフォルダを選択 し、[OK] ボタンをク リックします。	
11.	作成先フォルダを確 認し、問題なければ 【実行】ボタンをク リックします。	271/分割 × 入力用ファイルを児童相談所別に分割します。 (管内の児童相談所が1箇所の場合も、本機能で作成したファイルに 入力をお勧いたします。 ・ 1. 児相別分割ファイルの作成先フォルダーを指定してください。 作成先: ・ (C*Users*Use*#Desktop*第50咦.@Bitk ・ 2. 実行ボタンをクリックするとファイル出力します。 ・
12.	保存先の確認メッセ ージが表示されます ので [はい] をクリ ックします。	確認 ※ *Desktop¥第50表 ① 別表に見相別分割ファイルを作成します。よるしいですか? にいいえい)
13.	再度、ファイル数等 の確認メッセージが 表示されますので [はい]をクリック します。 ※マクロ動作が終わ るまでしばらくお待 ちください。	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
14.	出力終了メッセージ が表示されます。「は い」をクリックする と作成先のフォルダ が開きます。	続了
15.	前記 10. で指定したフ オルダ内に、児童相 談所別の個別表ファ イルが作成されてい ることを確認してく ださい。 ※第 50、56・57 の場 合は、加算用の個別	 № 0100_00_第50表_個別表_(北海道)加算用.xlsx № 0100_01_第50表_個別表_中央児童相談所.xlsx № 0100_02_第50表_個別表_池川児童相談所.xlsx № 0100_03_第50表_個別表_帯広児童相談所.xlsx № 0100_04_第50表_個別表_副館児童相談所.xlsx № 0100_05_第50表_個別表_配館児童相談所.xlsx № 0100_06_第50表_個別表_光見児童相談所.xlsx № 0100_07_第50表_個別表_室蘭児童相談所.xlsx № 0100_08_第50表_個別表_室蘭児童相談所.xlsx № 0100_08_第50表_個別表_室蘭児童相談所.xlsx

表ファイルも作成さ れます。

16. ファイルは保存して 閉じておきます。

配布・児童相談所での記入等

管内の児童相談所に、上記手順で作成した個別表ファイルを配布します。

児童相談所では、個別表ファイルを開き、記入要領に従って、(縁) セルに必要事項を 入力してください。()(黄色) セルには自動計算された数値が反映されます。

8	C	Ð	E	F	G	Н	1	J	К	L	¥	N	0	7		Q
国別表 (児)	童相談所															
(福祉行政 統計法に3 →較統計	政報告 基づく 出調査	01	1			第50	児童福 (児童福	<mark>従施設・</mark> 石 品法)	生所者			•	■ 都道府県 指定都市 中核市 [特別区] (中身 会和 ()	名北 - 児童 - 4 年間	海道 相 該	所口
* *	新進的用一	指定部件・	中核市													
		102100/00	1	822	品を計上しない	入所(北	(唐中)	进所(3	(唐中)							
				* * *	εA	. 新 . 新 人 . 新	その他	语 截 人 具	その他							
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)							
		샀호	(01)	8	8	0	0	8	0							
41 10	-	林立	(02)	0	0	0	0		0							
		公호	(03)	8	8	0	8	8	0							
****	t ne út	私立	(04)	0	0	0	0	0	0							
		公호	(05)	8	8	8	8	8	8							
児童心理治:	反政治	私立	(06)	0	0	0	0	0	0							
10 4 4 4		22.2	(07)	0		0	0		0							
支援施設	人所	8.2	(08)	0	0	0	0	0	0							
児童自立 文振施設	入 M 第50第	公立 私立 (在知道	(07) (08)	0	•	0	0	8	0			: 1				

※他のファイルからコピー・貼り付けする場合は、必ず値の貼り付けをしてください。

※ ファイル名は変更しても差し支えありません。シート名は変更できません。

児童相談所では、入力が終わったらファイルを上書き保存し、都道府県・指定都市・児童相談 所設置市に返送します。

(第50、56・57表の場合)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市では、必要に応じて加算用の個別表ファイルに数値を 入力してください。

③ 都道府県・指定都市・児童相談所設置市での操作(ファイル取込~確認)

管内の児童相談所から、個別表ファイルを回収します。

回収した個別表ファイルと加算用の個別表ファイルを一つのフォルダにまとめて入れておき、 次の操作をしてください。

自動保存 • 12 🗄 🖉 - 🖓 - 👻

- 報告表ファイルを開き、マ クロを有効にしてください。
- ファイル ホーム 挿入 描画 ページレイアウト 数式 データ 100000 × 切り取り 助り付け 100ビー ~ MS明朝 - 11 - A^ A B I U - H - <u>A</u> - <u>A</u> - <u>Z</u> -🗳 書式のコピー/貼り付け カルップボード D. 1 セキュリティの警告 マクロが無効にされました。 ▼ : × ✓ f_x A1 A 3 C 3 E 7 C H 総括表 ① 都道的県等語号選択 ▶ ② 児田別ファイル分割 】 ③ 児田別ファイル扱法 74.5月ま: 0件 9件中) ▶ ③ 480時英編2 3 (福祉行政報告令D 4) 総計法に基づく 一般統計調査 第50 児童福祉施設・在所者 00 75這時県 指定都市 中核市名北海道 回信シートへ 〇 <u>〔 終 括 表 〕</u> 令和 05 年度分報告 0500500 0100 99 * & \$3887#~162876~+958
 御安定角を計上しない
 入所(年度中)
 述所(市度中)

 政策
 定
 局

 14

参照

- 「第〇〇表_総括表」シート(見出しの色が薄い黄色)上で、[③児相別ファイル取込]をクリックします。
 ※第56・57の報告表では「第56表_総括表」で操作してください。
- ファイル取込フォームが表示されますので、[参照] ボタンをクリックします。
- 児童相談所別の個別表ファ イルが保存されたフォルダ を選択し、[OK] ボタンを クリックします。
- フォルダを確認し、問題な ければ [実行] ボタンをク リックします。
- 取込元の確認メッセージが 表示されますので、[はい]をクリックします。
 ※マクロの動作が終わるまで、しばらくお待ちください。



はい(Y) いいえ(N)

あらかじめ、各児童相談所から提出されたファイルを、一つのフォルダー にまとめて入れておいてください。取込元フォルダー内にあるデータを順 次取り込みます。既にデータがある場合は上書きします。

1. 児相別分割ファイルの取込元フォルダーを指定してください。

取込元: 🗌

- 完了メッセージが表示され ますので [OK] をクリック します。
- 取り込んだ個別表データを 確認しますので、上部の取 込済データ件数を確認し、
 [④個別表確認] ボタンを クリックします。
- 個別表確認シートに遷移し ますので、上部の
 (緑)セルをクリックし、 プルダウンリストの[▼]
 をクリックして児童相談所 名を選択します。
- 各児童相談所の報告内容について、審査要領エラーがないことを確認してください。お手数ですが、全児童相談所についてチェックをお願いいたします。
 問題なければ [総括表に戻る]をクリックします。
- 総括表シート上で審査要領 エラーがないことを確認し てください。 欄外の(参考)前年度分報 告を確認してください(自 動計算されます)。前年度 分報告から変更・訂正があ る場合、注記欄に増減理由 の記載をお願いいたしま す。
- 12. 前回値との比較により、今回入力数値が<u>実数10以上</u> かつ50%を超えて増減している場合、文字色が変わるようになっています。変色した数値に誤りがないか再度確認し、正しければ増減確認状況欄から「増減確認済み」を選択して下さい。 ※「前回値シートへ」ボタンをクリックするか、前年度シートの見出し(水色) をクリックすると、前回報告された値が表示されます。









 本マニュアルの「9 提出 方法」(P.23を参照し、指 定のファイル名で報告期限 までに厚生労働省に提出し てください。

2 0600010000500.xlsm

厚生労働省に提出するファイルは、総括表のファイル(.xlsm)のみです。個別表のファイル (児童相談所別の報告)はデータとして取り込まれていますので、1ファイルのみを提出してく ださい。

④ 訂正報告をする場合

- 総括の報告表上では訂正で きませんので、児童相談所 別の個別表ファイルで数値 を訂正してください。
- 都道府県・指定都市・児童 相談所設置市では、訂正さ れた児童相談所別ファイル を再度[③個別表ファイル 取込]ボタンにより取り込 んでください。
 ※データは上書き(更新)の形で取り込まれます。
- 総括の報告表の欄外右上に ある セルから 「訂正*回目」と訂正回数 をプルダウンより選択して 下さい。
 ※総括の報告表では、訂正 回数、注記欄及び増減確認 状況欄のみ入力またはプル ダウンより選択できます。
- 本マニュアルの「9 提出 方法」(P.223)を参照し、 指定のファイル名で訂正報 告期限までに厚生労働省に 提出してください。





🛂 0600010001500.xlsm

8 注記欄について

各報告表の下部には、注記欄を設けてあります。各報告表での記入要領での指示のほか、以下のような場合には、必ず注記欄に記載してください。

- ① その報告表の全項目にわたり計上数がないときは、「該当なし」と記載。
- ② 計上数について前月分又は前年度分と比較して大幅な増減がある場合、その理由を記載。
- ③ 入力した数値は正しいが、審査要領エラーが出ている場合は、その理由を記載。
- ① 記入要領や報告表に「他の表と関連した項目の数値の乖離が大きい場合には、その理由を注記 欄に記載する」等記載がある場合には、その理由を記載。
- ⑤ 月報において、前年度の数値が訂正報告の期限後に変更になった場合、「訂正年月」及び「(シ ート 0703 上の) 訂正箇所」並びに同シートの入力件数が最新である旨を記載してください。

4 8	I	3		C		D		E			F		G	1	- E	I		J		K	L M N O P	Q R S T U
1 2 3 4	(神) (神)	社行政 計法に 一般統計	報告例 基づく †調査	D	,	/ 順 道 意下	副こ昨年島 いや記入さ さい!	にと数値 漏れなど	き比較し、 ごないよう	貼付	第3	1	療育手帳交付台 (知的障害者福祉法)	帳登載数	5		00 #2	a e a	•			
5 6 7 8	<u>0500</u> 年	0310 表	都道府	990) 74 ·	」) 指定者	50 TT	前回	値シ-	FV 0								指令和	22 都市 05	4	無本県 年度分報告	(参考)前年度分報告 訂正(?)4 前年度未現在約に訂正 が生じた場合、この確こ 正し、動を直視入力し、]
9							11	洋度来 (1)	現在	8 5	規 交 (年度中) (2)	付	転入 (年度中) (3)	較出 (年度	· 返 還 (2中)	変 18歳に達した場合 (5)	更 (年 陸	度中) 害程度 (8)		年度末現在 (7)	8) 正理田を記る(備に起 動して(ださい。 (1) 年度未現在 (1) 年(2) 年(2)	
12	/ (12	、 度)	18 18	疲 5 歳	k 満 X 上	i (01	10	*	100			10 10	10		10	0		0	D I	110	100 ← 10	一表側(01)め表示(7)灯正理由を注記欄に記載して下たい。
13	[(中都	3 記度)	18	歳 3	k 満 v F	i (03			10			10	10		10	0		0	D	20	10 10	
15			10 #	AC A	× 1	(05	40	*	130			40	40		40				_	170	130 40	一表書(05)の表語(7)訂正理由を注記欄に記載して下さい。
17 18 19 20 21	記入要 1 2	朝 (5),(本年度 また、	6) 構成 町中に1 「陸舎将	(「+」・ 8歳に 程度に	-」で 通し 変更	計上す 、かつ があり	ること。 、障害程度 、かつ、1	8日1日 18日の第二日 18日の日本 18日 18日の日本 18日の日本 18日 18日 18日 18日 18日 18日 18日 18日 18日 18日	しがあった ■した場合	場合は、 は、ま [、]	まず「18歳6 「「陸害程度」	こ通しが 8)」で得	と場合(5)」で年齢の変更を 尊害の変更を処理し、次い	処理し、次い で「18歳に達し	で「陸害程度 、た場合(5)」	 (6)」で障害程度の変更を (6)」で障害程度の変更を 	- 処理す うこと。	6 こと。			※ 輸告年度から指定都市に移行した 市がある場合、都道府県では当該市 分を除いた前年度未該値を訂正備に 直接入力してください。また、当該 までおけて使たちまのも大い当ちた	
22 23 24 25 26 27	審査要 1 2 3 4 5	(1)= (7)=((5)の; (6)の;	「前年」 1)+(2) A、Bの A(重度	寛分朝 +(3)- 各欄 ()の1	告の -(4)+ 1線 歳未	(7)」 (5)+(6 歳未満+ 満(01)) 18歳以上= B(中軽度	:0 :)の18歳	te未満(03)	米不- =0	致の場合、	注記	に訂正理由の記載をお	聞いします。 増減論	總状況	注記欄: 前年度の年度末: 今年度の数値は	現在の委 問題なし	値の訂正は、	. 遡及1	忍定分である。	市 CLADIF展示時品の目前方を直接 入力してください。 都適用県と市の訂正欄の合計が、前 年度の都道用県報告値と一致するよう確認・調整をお願いします。	
28 29 30	5	(6)())	A(里)(4)	0010	URXEX.	LE(02)	TD (HH WEISE	,7031696	(14)	-0				_								

- ※ 注記欄には、あらかじめ数行の改行を入れてあります。改行したいときは、次の行をクリック して入力してください。
- ※ Excel の機能上の制約により、注記欄内で Enter キーでの改行ができません。改行が足りない ときは、キーボードの Ctrl + Shift + Enter を押してください。
- ※前回値との増減確認で数値の文字が変わった場合、誤りがなければ、「増減確認済状況」の欄の プルダウンより「増減確認済み」を選択してください。



9 提出方法

都道府県・指定都市・中核市からの報告は、LGWAN 経由の電子メールにより、以下(1)に示すファイル名で報告表を添付し、(2)の送信先アドレスへ送信してください。

なお、電子メールの送信回数及び一度に添付するファイルの数は任意とし、報告者は窓口担当者も しくは各表担当者から送付してください。その際メール本文に担当者名と電話番号の記載をお願いい たします。内容により電話にて照会させていただく場合もあります。

※ 電子メールは末尾が「.1g. jp」のアドレスから送信し、件名に都道府県等の番号を入れてください。

※ 厚生労働省報告用である保護ありのエクセルシート(「.xlsx」又は「.xlsm」)を添付してください。

(1) 添付ファイル名とファイルの拡張子

以下の半角数字のみで設定してください。配布時のファイル名にスペースが含まれているもの も、スペースを消去して、半角数字のみにしてお送りください。

報告年	:	2桁	(令和6年度年度報→「06」、 月報は報告する年「07」又は「08」)
報告月	:	2桁	(月報 10 月分報告であれば「10」、年度報であれば「00」)
県等の番号	:	4桁	(北海道であれば「0100」、福岡市であれば「4022」)
報告回数	:	2桁	(定期報告であれば「00」)
			(訂正報告であれば、訂正回数ごとに「01~99」)
報告表番号	:	3桁	(第 25 であれば「250」、第 21 の 2 であれば「212」)
	:	6桁	(第 32 と第 33 が1ファイル→「320330」)
	:	9桁	(第 45 と第 49 と第 49 の2が1ファイル→「450490492」)

l	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	2	2	0	.xlsx
	報往	宇年	報告月 県等の番号		•	報告	回数	報台	吉表番	寄号	(拡張子)			

例:北海道が第22の令和6年度年度報定期報告を送付する場合のファイル名

例:大阪府が第69の令和6年度年度報訂正報告1回目を送付する場合のファイル名

0	6	0	0	2	7	0	0	0	1	6	9	0	7	1	0	.xlsx
報告年		報台	告月		県等0	の番号	•	報告	回数		4 F	報告表	医番号			(拡張子)

例:沖縄県が第25の令和7年4月分月報定期報告を送付する場合のファイル名

0	7	0	4	4	7	0	0	0	0	2	5	0	.xlsx
報台	報告年 報告月 県等の番号 報告回数 報		報	告表者	昏号	(拡張子)							

例: 福岡市が第26の令和8年1月分月報訂正報告1回目を送付する場合のファイル名

0	8	0	1	4	0	2	2	0	1	2	6	0	.xlsx
報告	報告年 報告月 県等の番号 …		報告	回数	報台	吉表番	号	(拡張子)					

ファイルの拡張子は、配布時のまま変更しないでください。(「.xlsx」又は「.xlsm」)

(2) 送信先アドレスと送信時の注意点

送信先アドレスは、報告表により異なりますのでご注意ください。

 第25~第65 (欠番あり)
 → fukushi2@mhlw.go.jp

 第14~第22の2 (欠番あり)、第67~73
 → fukushi3@mhlw.go.jp

送信時の注意点:

- 送信の際は、件名欄に都道府県等番号(4桁)を入れてください。
- 月報で定期報告以前の訂正が生じた場合は、最新の定期報告月エクセルファイルを使い、訂正 が生じたシート(報告月)を訂正し、1つのファイルにて送付してください(その際、ファイ ル名は最新の定期報告月のファイル名としてください。)。
 - ※ 複数のファイルで送付された場合、前月とのチェックや訂正報告が正しく反映されない 可能性がありますのでご注意ください。
 - ※ 厚生労働省に送付する際には、メール本文に訂正月がわかるように記載していただき、 エクセルシートにも右上欄に訂正回数をプルダウンより選択して送付してください。
- メール本文に担当者名と電話番号の記載をお願いいたします。

送信の例:



24

10 よくあるご質問

- (1) 月報の報告表について
 - Q. 7月分を報告しようとしていますが、6月分にも訂正が生じています。 報告表ファイルは二つ添付する必要がありますか。
 - A. 定期報告以前の月に訂正がある場合、最新の報告月のファイルの過去分シートを訂正し、一つのファイルのみを添付してください。また、ファイル名は最新の報告月のファイル名としてください。メール送信の際、本文に訂正のある月を記載してください。 おたずねの例では、7月分のファイルで6月分のシートを訂正し、ファイル名は7月分のファイル名としてください。

Q. 令和7年度月報をメール送信する際、送付票を付ける必要はありますか。

A. 令和5年度から送付票は廃止しましたので、添付は不要です。

Q. 報告表ファイルにパスワードをつける必要はありますか。

A. 各自治体のセキュリティポリシー等に従ってください。ただし、エクセルファイル自体にパ スワードは設定しないでください。パスワードを設定する必要がある場合は、圧縮ファイル にして、圧縮ファイルにパスワードをつけてください。パスワードは、添付ファイルとは別 のメールで送信してください。

Q. 月報の担当者が変更になった場合はどうすればいいですか。

A. メールで厚生労働省の担当係にご連絡ください。

Q. 前年度の3月末現在数に変更が生じた場合はどうすればいいですか。

A. 訂正報告期限までの間は、令和6年度分の訂正報告を受け付けていますので、前年度分のファイルを訂正し、3月末現在数を再度最新の報告表ファイルの0703シートに転記し、令和6年度版と令和7年度版の2ファイルをお送りください。
 訂正報告期限後は、0703シートに訂正後の数値を入力し、注記欄に「訂正年月」及び「(シート0703上の)訂正箇所」並びに同シートの入力件数が最新である旨を記載し、令和7年度分ファイルのみをお送りください。
 (時期によっては、厚生労働省の担当からの依頼により、令和6年度分の訂正ファイルをお送りいただく場合もありますのでご協力ください。)

Q. Excel のブックやシートの保護を解除するためのパスワードを教えてください。

A. パスワードはお伝えしておりません。何らかのご事情でどうしてもパスワード解除する必要 がある場合は、厚生労働省の担当係にご連絡ください。

Q. 赤い警告バーの「セキュリティリスク」が表示され、「コンテンツの有効化」が表示されず、 マクロが有効にできません。

A. マクロ有効ブックへのアクセスがブロックされている可能性があります。いったん Excelを 閉じ、ファイルのアイコンを右クリック→「プロパティ」をクリックしてください。表示さ れたプロパティウインドウの下部にある「セキュリティ」の「□許可する」のチェックボッ クスにチェックを入れて、[OK]をクリックした後、再度ファイルを開いてください。

- Q. 黄色い情報バーの「保護されたビュー」が表示され、「コンテンツの有効化」が表示されず、 マクロが有効にできません。
- **A.** 「編集を有効にする」をクリックし、次いで「コンテンツの有効化」をクリックしてください。
- Q. 情報バーや警告バーは表示されませんが、「コンテンツの有効化」が表示されず、マクロが有効にできません。
- A. マクロ自体が無効に設定されている可能性があります。Excelの「セキュリティセンター(トラストセンター)の設定」で、マクロの設定を確認して、「警告を表示してすべてのマクロを無効にする」に設定してください。(Excelの「ファイル」→「オプション」→「セキュリティセンター(トラストセンター)」→「セキュリティセンターの設定(トラストセンターの設定)」→「マクロの設定」)
 又は、マクロが既に有効になっている可能性もあります。「お願い」シート上で、「動作環境チェック」ボタンをクリックし、「マクロは有効になっています」と表示された場合、マクロは既に有効になっていますので、そのまま操作を続けてください。
- Q. これまで、管下の市町村が福祉行政報告例エクセルシート(電子報告表)に数値を入力し、 自身の自治体ではそれを回収し、集計して厚生労働省へ報告していました。管下の市町村は マクロを使う環境が整っていないため令和7年度福祉行政報告例エクセルシートが使用でき ません。
- A. 福祉行政報告例エクセルシートの[配布用ファイル作成]ボタンから、マクロのない「.xlsx」 のファイルを作成してください。管下の市町村にはマクロのない「.xlsx」のファイルを配布 し、使用いただいてください。
- (2) 年度報の報告表について

Q. 令和6年度年度報をメール送信する際、送付票を付ける必要はありますか。

- A. 令和5年度年度報から送付票は廃止しましたので、添付は不要です。
- Q. 年度報は取りまとめの担当者から送付する必要がありますか。各報告表の担当者から報告しても構いませんか。
- A. なるべく取りまとめてのご報告をお願いしておりますが、各報告表の担当者からお送りいただいても構いません。ただし、一つの報告表を複数の担当者から厚生労働省に送ることはおやめください。
- Q. 報告表ファイルにパスワードをつける必要はありますか。
- A. 各自治体のセキュリティポリシー等に従ってください。ただし、エクセルファイル自体にパ スワードは設定しないでください。パスワードを設定する必要がある場合は、圧縮ファイル にして、圧縮ファイルにパスワードをつけてください。パスワードは、添付ファイルとは別 のメールで送信してください。
- Q. Excel のブックやシートの保護を解除するためのパスワードを教えてください。
- A. パスワードはお伝えしておりません。何らかのご事情でどうしてもパスワード解除する必要 がある場合は、厚生労働省の担当係にご連絡ください。

- (3) 年度報の報告表(児童相談所別)について
 - Q. 赤い警告バーの「セキュリティリスク」が表示され、「コンテンツの有効化」が表示されず、 マクロが有効にできません。
 - A. マクロ有効ブックへのアクセスがブロックされている可能性があります。いったん Excel を 閉じ、ファイルのアイコンを右クリック→「プロパティ」をクリックしてください。表示さ れたプロパティウインドウの下部にある「セキュリティ」の「□許可する」のチェックボッ クスにチェックを入れて、[OK] をクリックした後、再度ファイルを開いてください。
 - Q. 黄色い情報バーの「保護されたビュー」が表示され、「コンテンツの有効化」が表示されず、 マクロが有効にできません。
 - **A.** 「編集を有効にする」をクリックし、次いで「コンテンツの有効化」をクリックしてください。
 - Q. 情報バーや警告バーは表示されませんが、「コンテンツの有効化」が表示されず、マクロが有効にできません。
 - A. マクロ自体が無効に設定されている可能性があります。Excelの「セキュリティセンター(トラストセンター)の設定」で、マクロの設定を確認して、「警告を表示してすべてのマクロを無効にする」に設定してください。(Excelの「ファイル」→「オプション」→「セキュリティセンター(トラストセンター)」→「セキュリティセンターの設定(トラストセンターの設定)」→「マクロの設定」)
 又は、マクロが既に有効になっている可能性もあります。「お願い」シート上で、「動作環境チェック」ボタンをクリックし、「マクロは有効になっています」と表示された場合、マクロは既に有効になっていますので、そのまま操作を続けてください。
 - Q. 個別表確認シートの [全データクリア] ボタンはどのような時に使用しますか。
 - A. 取り込んだデータを全て消去したい場合に使用してください。
 - **Q.** 総括表シートの[管理用メニュー]ボタンはどのような時に使用しますか。パスワードを教えてください。
 - A. 基本的には[管理用メニュー]は使用しません。お問い合わせいただいた際など、厚生労働 省の担当者から操作をお願いし、ご使用いただくことがあります。

11 再確認事項

福祉行政報告例(令和6年度年度報、令和7年度月報)の報告表作成にあたり、特に御注意いただ きたい点をまとめました。

(1) 各表共通

「福祉行政報告例エクセルシート(電子報告表)」上に審査要領と合致せずエラーメッセージが表示された場合は、入力した数値を見直し、必ず提出前に赤字のエラーを解消してください。

※ ただし、数値は正しいが審査要領エラーが出ている場合(例:前年度末数値との審査要領エラ ーだが、前年度末数値が誤りである 等)は、その理由について注記欄に記載があれば、エラ ーが表示されていても可。

(2) 令和6年度福祉行政報告例(年度報)について

第14 身体障害者手帳交付台帳登載数

- ① 「新規交付」には、再交付した者の数を含めないでください。
- ② 「年度末現在」≧「新規交付」
 (式が成り立たない場合は、注記欄に必ず理由を記載してください。)
- ③ 「新規交付」の欄「総数(2)」から「6級(14)」までは、「18歳未満」「18歳以上」ごとに「視覚障害」≧「(再掲)糖尿病を主原因とするもの」

第17 身体障害者更生相談所における処理

- ① 相談内容、判定内容及び判定書等交付件数に計上がある場合、「取扱実人員(1)」にも計上してください。
- ② 書面をもって相談及び判定を行った場合は「来所(01)」に計上してください。

第18 身体	障害者・児の補装具費の支給(購入・修理・借受け・借受け修理)	令和6年度改正
第18の2	難病患者等の補装具費の支給(購入・修理・借受け・借受け修理)	令和6年度改正
第18の3	身体障害者・児の特例補装具費の支給(購入・修理) 令和6年度	坎正
第18の4	難病患者等の特例補装具費の支給(購入・修理) 令和6年度改正	

- ① 第18、第18の2には、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の別表の規定による基準の補装具として支給したもののみを計上してください。また、第18の3、第18の4には、同別表の規定によることができず特例補装具として支給したものを計上してください。
- ② 金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめた後、千円単位で計上してください。ただし、「計(41)(第18の3、第18の4は(44))」は表側「義手(01)」~「重度障害者用意思伝達装置(40)(第18の3、第18の4は(43))」各欄の千円単位で計上した額を積み上げた額を計上してください。各項目の金額が四捨五入の結果、0千円となってしまう場合は1千円と計上してください。小数での計上は行わないようにしてください。
- ③ 「申請件数(1)」<「決定件数(2)」の場合、注記欄に必ず理由を記載してください。
- ④ 「排便補助具(38) (第18の3、第18の4は(41))」にストマ用装具を含めないでください。
- ⑤ 金額欄については、「借受け」に要した金額は借受けに計上し、「借受け修理」に要した金額 は借受け修理に計上し、計上欄に誤りがないようにしてください。

- ⑥ 第18、第18の2の「借受け」の「判定件数(9)」に計上がある場合は、「購入」の「申請件数(1)」にも計上してください。
- ⑦ 調査項目が変更等されたことにより、(06)以降の項目番号が前年度報告表と異なりますの で、数値確認の際は気を付けてください。

第19 自立支援医療(身体障害者の更生医療)

- 同一障害者が入院と通院を重複した場合は、「入院」「入院外」の各々の欄へ支給認定申請件数、支給認定件数、支払決定、支払決定実人員を計上してください。
- ② 「支払決定実人員(10)」には、延べ人数ではなく実人員を計上してください。
- ③ 金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめた後、千円単位で計上してください。各項目の金額が四捨五入の結果、0千円となってしまう場合は1千円と計上してください。小数での計上は行わないようにしてください。
- ④ 「支給認定申請件数(1)」<「支給認定件数(2)」の場合、注記欄に必ず理由を記載してくだ さい。
- ⑤ 「訪問看護(老人含む)(21)」の公費負担額、レセプト件数は「医科」にのみ計上してくだ さい。
- ⑥ 表頭「支払決定(3)~(7)」以外の項目にはマイナスの数値を計上しないでください。

第21 自立支援医療(精神障害者・児の精神通院医療)

- ① 「支給認定件数(2)」には、新規認定分及び再認定分を計上し、長期疾患の患者分も計上して ください。
- ② 「支給認定申請件数(1)」<「支給認定件数(2)」の場合、注記欄に必ず理由を記載してくだ さい。
- ③ 金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめた後、千円単位で計上してください。各項目の金額が四捨五入の結果、0千円となってしまう場合は1千円と計上してください。小数での計上は行わないようにしてください。
- ④ 表頭「支払決定(3)~(7)」以外の項目にはマイナスの数値を計上しないでください。

第21の2 自立支援医療における所得区分の状況

- ① <u>育成医療、更生医療、精神通院医療の各担当が別々に厚生労働省に提出するのではなく、取りまとめ担当者を決めて一つの表にまとめて報告してください。</u>
- ② 中核市においては、「育成医療(01)」及び「更生医療(02)」の医療費区分に計上し、「精神通 院医療(03)」欄には計上しないでください。
- ③ 「更生医療(02)」と「精神通院医療(03)」の「中間所得(4) I」には、「重度かつ継続(中間 所得1)(6)」と「重度かつ継続(中間所得2)(7)」の条件に当てはまらない件数を計上して ください。
- ④ 「更生医療(02)」の計上数値が第19の計上数値と比べて大きな乖離がある場合、数値を再確 認し、注記欄に理由を記載してください。
- ⑤「育成医療(01)」及び「更生医療(02)」には、新規認定及び再認定分の支給認定申請件数を計 上してください。
- ⑥ 「精神通院医療(03)」については、第21と同様に新規認定分及び再認定分を計上し、(1)~
 (8)の合計が第21の「支給認定件数(2)」と一致することを確認してください。

第21の3 市町村における相談支援

(相談支援を利用している障害者等の人数)の表で、「身体障害(2)」~「その他(8)」に計上がある場合、「実人員(1)」にも計上してください。

また、同一人物が別件で、複数回相談した場合であっても、重複障害の場合を除き「身体障害 (2)」~「その他(8)」には「1人」として計上してください。

- ②「オンライン相談(6)」は利用者や家族に対する支援を行った場合を計上し、「(再掲)オン ライン(05)」にはケース会議や関係機関との調整をオンラインで行った場合を計上してください。
- ③ (支援内容)の表で、「(再掲)ピアカウンセラー(07)」は、障害当事者がサポートする形態をとった場合にその回数(家族支援は含まない。)を再掲してください。

第22 未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付

- ① 「支払決定実人員(8)」には、延べ人数ではなく実人員を計上してください。
- ② 金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめた後、千円単位で計上してください。各項目の金額が四捨五入の結果、0千円となってしまう場合は1千円と計上してください。小数での計上は行わないようにしてください。
- ③ 「(再掲)自己負担額(6)」は、公費負担額中に含まれる本人又は扶養義務者が負担すべき額 を再掲として計上してください。
- ④ 「給付申請件数(1)」<「給付決定件数(2)」の場合、注記欄に必ず理由を記載してください。
- ⑤ 表頭「費用額(3)~(6)」以外の項目にはマイナスの数値を計上しないでください。

第22の2 自立支援医療(身体障害児童の育成医療)

- ① 同一障害児が入院と通院を重複した場合は、「入院」「入院外」の各々の欄へ支給認定申請件数、支給認定件数、支払決定、レセプト件数、支払決定実人員を計上するよう注意してください。
- ② 「支払決定実人員(9)」には、延べ人数ではなく実人員を計上してください。
- ③ 金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめた後、千円単位で計上してください。各項目の金額が四捨五入の結果、0千円となってしまう場合は1千円と計上してください。小数での計上は行わないようにしてください。
- ④ 「支給認定申請件数(1)」<「支給認定件数(2)」の場合、注記欄に必ず理由を記載してくだ さい。
- ⑤ 「訪問看護(23)」の公費負担額、レセプト件数は「医科」にのみ計上してください。
- ⑥ 表頭「支払決定(3)~(6)」以外の項目にはマイナスの数値を計上しないでください。

第31 療育手帳交付台帳登載数

「前年度末現在(1)」=令和5年度分報告の「年度末現在(7)」

(式が成り立たない場合(前年度分報告の年度末現在数を訂正した場合)は、注記欄に必ず理由 を記載してください。)

第32 老人ホーム・在所者

 「施設数(1)」「定員(2)」が令和5年度分報告と異なる場合は、施設の種類別及び公立私立 別に増減数について必ず注記欄に記載してください。

注記欄例 養護老人ホーム 公立(01) 新設 2 施設 定員計 65 人 廃止 1 施設 定員 60 人 定員変更 5 人増 計 1 施設 10 人増 ② 表側ごとに

年度末現在員数(9)=令和5年度末現在員数(9)+入所者数(3)-退所者数(5) 年度末現在員数(10)=令和5年度末現在員数(10)+入所者数(4)-退所者数(6) (式が成り立たない場合(前年度分報告の年度末現在員数を訂正した場合)は、注記欄に必ず 理由を記載してください。)

第33 養護老人ホームの措置人員(4月1日現在)

- ① 令和7年4月1日現在において養護老人ホームへ入所の措置を行っている者について計上して下さい。
- ②「被措置人員(1)の計」≒「第32の年度末現在員数(9)の養護老人ホームの公立(01)+私立(02)」
 相違する場合は、注記欄に理由を記載してください。

第34 短期入所生活介護(被措置者分)

- ① 各項目について、措置を行った市町村を管轄する都道府県、指定都市及び中核市で計上して ください。
- ② 実施市町村数(1) ≤ 実施施設数(2) ≤ 実人員(3) ≤ 延人員(4) ≤ 延日数(5)
 (式が成り立たない場合は、注記欄に必ず理由を記載してください。)

第37 女性相談支援センター及び女性相談支援員の処理状況 令和6年度改正

- ① 表側「都道府県 女性相談支援員(01)~市町村の女性相談支援員(04)」はそれぞれ、
- 「年度末現在未処理人員(13)+(14)」
- =「令和5年度末現在未処理人員(14)+(15)」+「第36の計(14)の新規+再来」-「処理済実人員(11)」

(式が成り立たない場合(前年度末現在未処理人員を訂正した場合)は、注記欄に必ず理由を記 載してください。)

② 「訪問調査指導延件数(再掲)(13)」の項目が削除となったことにより、以降の項目番号 が前年度報告表と異なりますので、数値確認の際は気を付けてください。

第39 民生委員(児童委員)の推薦状況

「前年度末現在数(2)」=令和5年度分報告の「年度末現在数(8)」

(式が成り立たない場合(前年度分報告の年度末現在数を訂正した場合)は、注記欄に必ず理由 を記載してください。)

第41 社会福祉法人数・認可件数及び社会福祉連携推進法人数・認定件数

- ① 都道府県においては、都道府県知事が所轄庁である法人及び区域内の市長(指定都市長、中 核市長を除く。)が所轄庁である法人について計上してください。
- ② 厚生労働大臣所管分、並びに休眠法人を除いて計上してください。
- ③ 「施設経営法人(4)」については、社会福祉法第2条第2項第1~4、6、7号、第2条第3 項第2号、2号の2、3号、4号、4号の2、5号に規定する社会福祉施設を経営する法人を 計上してください。(同法第2条第4項に該当するものは対象外です。)

※詳細については、記入要領の「表(福祉行政報告例第41において施設経営法人の「施設」 の対象となる社会福祉施設一覧)」を参照してください。

④ 審査要領1・2の式が成り立たない場合は、注記欄に必ず理由を記載してください。

第42 社会福祉法人等に対する指導・監督

① 都道府県においては、都道府県知事が所轄庁である法人及び区域内の市長(指定都市長、中 核市長を除く。)が所轄庁である法人について計上してください。

- ② 上表及び中表の立入検査については「特別監査(2)」と「一般監査(3)」に分けて計上してく ださい。
- ③ 下表の「立入検査(2)」については、特別監査を計上し、一般監査は計上しないでください。

第43~第50、第56及び第57共通

児童相談所を設置する中核市においては、厚生労働省に直接提出してください。<u>その他の中核市</u> 分は都道府県の報告に含めてください。

第47、50、56、57 共通

<u>児童相談所毎に個別表を作成</u>し、その児童相談所を設置する都道府県・指定都市・中核市又は特別区(ただし、中核市及び特別区は児童相談所を設置する市(特別区を含む。)に限る。)で集約して厚生労働省に提出してください。

第45~第47、第49及び第49の2共通

各表の「里親」又は「里親委託」欄には、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき里親 <u>若しくは小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)</u>に委託した児童に係る件数を計上してく ださい。

第43 児童相談経路別児童受付 令和6年度改正

- この表は、本年度中に児童相談所及び市町村で児童の福祉に関する相談等を受けて児童記録 票を起こした件数を計上してください。
- ② 令和6年度より「性別不詳(03)(06)」が計上可能となっています。調査等を実施してもなお 性別を特定するのが困難な場合に計上してください。なお、その後の調査等で性別が判明した 場合については、男女いずれかの性別に計上してください。
- 第44 児童相談種類別児童受付 令和6年度改正
 - この表は、本年度中に児童相談所及び市町村が新たに受け付けた相談のうち、本年度中に判定会議等の結果、相談種別を決定した件数を計上してください。
 - ② 「(再掲)児童虐待通告」には、判定会議等の結果、児童虐待相談以外として判定した受付 件数も合わせて計上してください。
 - ③ 「計(17)」の「計(21)」 ≒ 「第43の計(27)の男(01)+女(02)+性別不詳(03)」 「計(17)」の「計(42)」 ≒ 「第43の計(27)の男(04)+女(05)+性別不詳(06)」 (大きな乖離がある場合は、注記欄に必ず理由を記載してください。)
 - ④ 令和6年度より「年齢不詳(20)(41)」が計上可能となっています。調査等を実施してもなお 年齢を特定するのが困難な場合に計上してください。なお、その後の調査等で年齢が判明した 場合については、適切な年齢区分に計上してください。

第45 児童相談種類別対応件数

本年度中に児童相談所及び市町村が新たに受け付けた相談及び前年度に未対応であった相談について、本年度中に対応した件数及び年度末現在の未対応件数を対応種別、相談種別に計上してくだ さい。

第47 一時保護児童

「前年度末継続保護(1)」=令和5年度分報告の「年度末継続保護(16)」 「前年度末継続委託保護(1)」=令和5年度分報告の「年度末継続委託保護(17)」 (式が成り立たない場合(前年度分報告の年度末現在数が訂正された場合)は、注記欄に必ず理 由を記載してください。)

第49 児童相談所における養護相談の理由別対応件数

- 児童相談所が今年度中に養護相談として新たに受け付けたもの(前年度に未対応であったものを含む。)のうち、本年度中に対応した件数を理由種別、対応種別に計上してください。
- ② 「虐待(5)の合計」 ≧ 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の計(10)」
 - ≧ 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の計(15)」

≧ 「被虐待者の年齢・相談種別の計(12)の計(35)」

- ≧ 「児童虐待防止法関係の安全確認(1)」
- ③ 「児童福祉施設に入所(01)」の「計(8)」-「虐待(5)」
 - =「第 45 の養護相談のその他の相談(02)の(14)」
- ④ 「児童福祉施設に入所(01)の虐待(5)」=「第45の養護相談の児童虐待相談(01)の(14)」
- ⑤ 「その他(04)の計(8)」-「虐待(5)」
- =「第45の養護相談のその他の相談(02)の計(22)」-{(1)+(2)+(3)+(14)+(18)}
- ⑥ 「その他(04)の虐待(5)」
 - =「第45の養護相談の児童虐待相談談(01)の計(22)」-{(1)+(2)+(3)+(14)+(18)}
- ⑦ 「(4)(被虐待者の年齢・相談種別)」の「市町村と重複(再掲)(36)」に計上漏れが多く見
- 受けられますので、漏れのないように計上願います。
- ⑧ 「(5)(児童虐待防止法関係)」について
- ・「安全確認(1)」と「1 (養護相談の理由)」表の「家族環境 虐待(5)」の件数に大きな 乖離がある場合は、ご確認の上、注記欄に理由を記載願います。
- ・「保護者指導勧告(7)」を経ずに行った「一時保護・施設措置等(8)」「親権喪失審判(9)」 「親権停止審判(10)」「管理権喪失審判(11)」は計上を行わないようにしてください。

第49の2 市町村における養護相談の理由別対応件数

- 市町村が今年度中に養護相談として新たに受け付けたもの(前年度に未対応であったものを 含む。)のうち、本年度中に対応した件数を理由種別、対応種別に計上してください。
 - ≧ 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の計(07)」
 - ≧ 「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の計(12)」
 - ≧ 「被虐待者の年齢・相談種別の計(10)の計(32)」
 - ≥ 「児童虐待防止法関係の安全確認件数(1)」
- ③ 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の身体的虐待(03)」
 - =「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の身体的虐待(08)」
 - =「被虐待者の年齢・相談種別の身体的虐待(1)の計(32)」
- ④ 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の性的虐待(04)」
 - =「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の性的虐待(09)」
 - =「被虐待者の年齢・相談種別の性的虐待(2)の計(32)」
- ⑤ 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の心理的虐待(05)」
 - =「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の心理的虐待(10)」
 - =「被虐待者の年齢・相談種別の心理的虐待(3)の計(32)」
- ⑥ 「虐待相談の相談種別・経路の計(33)の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(06)」
 - =「虐待相談の相談種別・主な虐待者の計(6)の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(11)」
 - =「被虐待者の年齢・相談種別の保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(5)の計(32)」

第50 児童福祉施設·在所者

② 「虐待(5)の合計」

① 「施設数(1)」「定員(2)」が令和5年度分報告と異なる場合は、施設の種類ごとに増減数に ついて必ず注記欄に記載してください。

注記欄例 乳児院 公立(01)

新設	1 施設	定員 20 人
廃止	2 施設	定員計 25 人
定員豕	変更	10 人増
計	1 施設減	5人増

② 表側ごとに

「年度末在籍の措置人員(27)」=「令和5年度末在籍の措置人員(27)」+「入所(3)」-「退 所(5)」

「年度末在籍のその他(28)」=「令和5年度末在籍の措置人員(28)」+「入所(4)」-「退所 (6)」

(式が成り立たない場合(前年度分報告の年度末在籍を訂正した場合)は、注記欄に必ず理由 を記載してください。)

第52 助産施設·母子生活支援施設在所者

① 施設数(1)・定員(2)が令和5年度分報告と異なる場合は、施設の種類ごとに増減数について 必ず注記欄に記載してください。

注記欄例 助産施設 公立(01)

新設 2 施設 定員 10 人

② 表側ごとに
 「年度末在籍 入所(7)」=令和5年度末在籍(7) + 「入所(3)」-「退所(5)」
 「年度末在籍 私的契約(8)」=令和5年度末在籍(8) + 「私的契約入所(4)」-「私的契約退所(6)」
 (式が成り立たない場合(前年度分報告の年度末在籍を訂正した場合)は、注記欄に必ず理由
 を記載してください。)

第54の3 保育所及び幼保連携型認定こども園における入退所者の状況 令和6年度改正

- ① 保育所及び幼保連携型認定こども園における、令和6年度中の入退所人員、年度末在籍人員 について計上してください。
- ② 表側ごとに

「年度末在籍の入所人員(5)」=前年度分報告(令和6年3月分報告)の入所人員(5) +「年度中の入所人員(1)」-「年度中の退所人員(3)」

「年度末在籍の私的契約人員(6)」=前年度分報告(令和6年3月分報告)の私的契約人員(6) +「年度中の私的契約入所人員(2)」-「年度中の私的契約退所人員(4)」

(式が成り立たない場合(前年度分報告の年度末在籍を訂正した場合)は、注記欄に必ず理由を 記載してください。)

第 63 戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療育手当受給者数並びに更生医療給付決定件数

「前年度末患者数(1)~(3)」=令和5年度分報告の「年度末患者数(14)~(16)」

(式が成り立たない場合(前年度分報告の年度末患者数を訂正した場合)は、注記欄に必ず理由 を記載してください。)

第64 戦傷病者の補装具支給及び修理 令和6年度改正

① 金額については、各都道府県が円単位でまとめた後、千円単位で計上してください。各項目の金額が四捨五入の結果、0千円となってしまう場合は1千円と計上してください。 小数での計上は行わないようにしてください。

ただし、「計(21)」の欄は表側「義手(01)」~「その他(20)」の各欄に千円単位で計上した 額を積み上げた額を計上してください。

② 「オーダーメイド(03)」「レディメイド(04)」の項目の追加、「車椅子」「電動車椅子」の項目の位置移動により、(03)以降の項目番号が前年度報告表と異なりますので、数値確認の際は気を付けてください。

第68~第71 共通

第66(令和7年3月分)の数値を入力していただく欄には、月報の報告内容をご確認の上、必ず入力をお願いいたします。

第68 性·年齡階級別被給付人員

- ① 令和6年度末現在の被給付人員を支援給付及び配偶者支援金決定調書の決裁に基づいて計上してください。
- ② 「本人の計(3)の計(12)」+「配偶者の計(6)の計(12)」
 ≦「第66(令和7年3月分)の現に給付を受けたもの(1)の人員(02)+給付金支給停止中のもの(3)の人員(02)」

第69 医療支援給付人員

- 令和6年度末現在の医療支援給付人員を支援給付決定調書の決裁に基づいて計上してください。
- ② 「入院の計(8)」≦「第66(令和7年3月分)の医療支援給付の入院(8)の人員(02)」
- ③ 「入院外の計(17)」≦「第66(令和7年3月分)の医療支援給付の入院外(9)の人員(02)」

第70 介護支援給付人員 令和6年度改正

- 令和6年度末現在の介護支援給付人員を支援給付決定調書の決裁等に基づいて計上してください。
- ② (施設介護の「計(3)」+「計(6)」) + (居宅介護・介護予防の「計(3)」+「計(6)」)
 ≦ 第 66 (令和7年3月分)の介護支援給付(7)の人員(02)」
- ③ 「介護療養型医療施設(03)」の項目が削除となったことにより、以降の項目番号が前年度報 告表と異なりますので、数値確認の際は気を付けてください。

第71 世帯の労働力類型別被給付世帯数

- ① 令和6年度末現在の現に給付金を受けた世帯数を支援給付決定調書の決裁に基づいて計上し てください。
- ② 「現に給付金を受けた世帯数の計(11)の計(07)」≦「第66(令和7年3月分)の現に給付を 受けたもの(1)の世帯数(01)」

第72 医療費の審査及び決定

金額については、各都道府県、指定都市及び中核市が円単位でまとめた後、**千円単位**で計上し てください。各項目の金額が四捨五入の結果、**0千円となってしまう場合は1千円**と計上してく ださい。小数での計上は行わないようにしてください。

ただし、「計(04)」の欄は表側「入院(01)」~「歯科診療(03)」の各欄に千円単位で計上した 額を積み上げた額を計上してください。

第73 医療支援給付実施状況

- 令和6年度中に、医療支援給付受給者で新たに入院、退院(介護老人保健施設退所を含む。)した患者数を支援給付決定調書の決裁等に基づいて計上してください。
- ② 「入院患者数の給付金の開始(1)の計(03)」≦「第67の給付金支給開始決定(4)の人員(02)」
- ③ 「退院患者数の給付金の廃止(5)の計(03)」≦「第67の給付金支給廃止決定(7)の人員(02)」

(3) 令和7年度福祉行政報告例(月報)について

第25 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況

法第26条の5において準用する第11条又は福祉手当等受給者のうち旧法第26条において準 用する第11条に該当する全部支給停止者数は、「その他(06)、(10)、(14)」にそれぞれ計上して ください。

(参考) 令和7年度提出分報告表様式の注意点について

 コピー・貼り付け作業の回数を減らすため、マクロで前年度のファイルの「0703」シートから数 値を貼り付けることができるようになっています。ただし、斜線セルに値が入っている際は赤字 で警告が表示されますので、斜線セルには値を入力しないようお願いいたします。



(参考)都道府県等番号一覧

● 下記の4桁の番号を半角で入力してください。

0100 北海道	1300 東京都	2312 名古屋市	3312	岡山市
0112 札幌市	1315 八王子市	2315 豊橋市	3325	倉敷市
0115 旭川市	1319 板橋区	2325 豊田市	3400	広島県
0125 函館市	1337 港区	2335 岡崎市	3412	広島市
0200 青森県	1338 世田谷区	2345 一宮市	3415	福山市
0215 青森市	1349 葛飾区	2400 三重県	3425	呉市
0225 八戸市	1358 中野区	2500 滋賀県	3500	山口県
0300 岩手県	1359 江戸川区	2515 大津市	3515	下関市
0315 盛岡市	1378 豊島区	2600 京都府	3600	徳島県
0400 宮城県	1397 品川区	2612 京都市	3700	香川県
0412 仙台市	1398 荒川区	2700 大阪府	3715	高松市
0500 秋田県	1400 神奈川県	2712 大阪市	3800	爱媛県
0515 秋田市	1412 横浜市	2722 堺市	3815	松山市
0600 山形県	1415 横須賀市	2725 高槻市	3900	高知県
0615 山形市	1422 川崎市	2735 東大阪市	3915	高知市
0700 福島県	1432 相模原市	2745 豊中市	4000	福岡県
0715 都山市	1500 新潟県	2755 枚方市	4012	北九州市
0725 いわき市	1512 新潟市	2765 八尾市	4015	久留米市
0735 福島市	1600 富山県	2775 寝屋川市	4022	福岡市
0800 茨城県	1615 富山市	2785 吹田市	4100	佐賀県
0815 水戸市	1700 石川県	2800 兵庫県	4200	長崎県
0900 栃木県	1715 金沢市	2812 神戸市	4215	長崎市
0915 宇都宮市	1800 福井県	2815 姫路市	4225	佐世保市
1000 群馬県	1815 福井市	2825 西宮市	4300	熊本県
1015 前橋市	1900 山梨県	2835 尼崎市	4312	熊本市
1025 高崎市	1915 甲府市	2845 明石市	4400	大分県
1100 埼玉県	2000 長野県	2900 奈良県	4415	大分市
1112 さいたま市	2015 長野市	2915 奈良市	4500	宮崎県
1115 川越市	2025 松本市	3000 和歌山県	4515	宮崎市
1125 越谷市	2100 岐阜県	3015 和歌山市	4600	鹿児島県
1135 川口市	2115 岐阜市	3100 鳥取県	4615	鹿児島市
1200 千葉県	2200 静岡県	3115 鳥取市	4700	沖縄県
1212 千葉市	2212 静岡市	3200 島根県	4715	那覇市
1215 船橋市	2222 浜松市	3215 松江市		
1225 柏市	2300 愛知県	3300 岡山県		

(参考)福祉行政報告例エクセルシートー覧

報告表 番号	報告事項	種類	報告期限	東京都	道府県	指定 都市	中核市
第 14	身体障害者手帳交付台帳登載数 (身体障害者福祉法)	年度報	翌年度5月末	0	0	0	0
第 17	身体障害者更生相談所における処理 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律・身体障害者福祉法)	年度報	翌年度5月末	0	0	0	
第 18	身体障害者・児の補装具費の支給(購入・修理・借 受け・借受け修理) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律)	11	11	0	0	0	0
第18の2	難病患者等の補装具費の支給(購入・修理・借受 け・借受け修理) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律)	11	11	0	0	0	0
第18の3	身体障害者・児の特例補装具費の支給(購入・修理) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	11	11	0	0	0	0
第18の4	難病患者等の特例補装具費の支給(購入・修理) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律)	11	11	0	0	0	0
第 19	自立支援医療(身体障害者の更生医療) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律)	11	11	0	0	0	0
第 21	自立支援医療(精神障害者・児の精神通院医療) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律)	11	11	0	0	0	
第21の2	自立支援医療における所得区分の状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律)	11	11	0	0	0	0
第21の3	市町村における相談支援 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律)	11	11	0	0	0	0
第 22	未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付 (児童福祉法・母子保健法)	11	11	0	0	0	0
第22の2	自立支援医療(身体障害児童の育成医療) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律)	11	11	0	0	0	0
第 25	障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民 年金法等の一部を改正する法律)	月報	翌月末	0	0		

報告事項、種類及び期限

報告表 番号	報告事項	種類	報告期限	東京都	道府県	指定 都市	中核市
第 26	特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	11	11	0	0	0	
第 27	知的障害者更生相談所における処理 (知的障害者福祉法)	年度報	翌年度5月末	0	0	0	
第 31	療育手帳交付台帳登載数(知的障害者福祉法)	11	IJ	0	0	0	
第 32	老人ホーム・在所者(老人福祉法等)	11	11	0	0	0	0
第 33	養護老人ホームの措置人員(4月1日現在) (老人福祉法)	年度報	当該年度の 5月末	0	0	0	0
第 34	短期入所生活介護(被措置者分)(老人福祉法)	年度報	翌年度5月末	0	0	0	0
第 35	老人クラブ・会員数(老人福祉法)	11	11	0	0	0	0
第 36	婦人相談所及び婦人相談員の経路別受付 (売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律)	"	11	0	0		
第 37	婦人相談所及び婦人相談員の処理状況 (売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律)	IJ	11	0	0		
第 38	婦人保護施設入退所者の状況 (売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律)	11	11	0	0		
第 39	民生委員(児童委員)の推薦状況 (民生委員法・児童福祉法)	IJ	11	0	0	0	0
第 40	民生委員(児童委員)の活動状況 (民生委員法・児童福祉法)	11	IJ	0	0	0	0
第 41	社会福祉法人数・認可件数及び社会福祉連携推進法 人数・認定件数(社会福祉法)	11	11	0	0	0	0
第 42	社会福祉法人等に対する指導・監督 (社会福祉法等)	11	IJ	0	0	0	0
第 43	児童相談経路別児童受付(児童福祉法)	11	11	0 X	0	0	Δ
第 44	児童相談種類別児童受付(児童福祉法)	11	11	0 N	0	0	\bigtriangleup
第 45	児童相談種類別対応件数(児童福祉法)	11	11	0 X	0	0	Δ
第 46	児童相談所における措置停止・措置中等の調査・診 断・指導・措置解除 (児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)	11	11	0 X	0	0	Δ

報告表 番号	報告事項	種類	報告期限	東京都	道府県	指定 都市	中核市
第 47	一時保護児童 (児童福祉法)]]	IJ	〇 区児	〇 児	〇 児	
第 48	児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウ ンセリング等(児童福祉法)	11	11	0 X	0	0	
第 49	児童相談所における養護相談の理由別対応件数 (児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)	11	11	0 X	0	0	\bigtriangleup
第49の2	市町村における養護相談の理由別対応件数 (児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)	11	11	0 X	0	0	\bigtriangleup
第 50	児童福祉施設・在所者(児童福祉法)	11	11	〇 区児	〇 児	〇 児	\bigtriangleup
第 52	助産施設・母子生活支援施設在所者(児童福祉法)	11	11	0	0	0	0
第54の3	保育所及び幼保連携型認定こども園における入退所 者の状況 (児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関する法律)	11	IJ	0	0	0	0
第 56	里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホ ーム)(児童福祉法)	11	11	〇 区児	〇 児	〇 児	\bigtriangleup
第 57	里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホ ーム)に委託されている児童(児童福祉法)	11	IJ	〇 区児	〇 児	〇 児	\bigtriangleup
第 62	戦傷病者手帳交付台帳登載数(戦傷病者特別援護 法)]]	11	0	0		
第 63	戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療養手 当受給者数並びに更生医療給付決定件数 (戦傷病者特別援護法)	11	11	0	0		
第 64	戦傷病者の補装具支給及び修理(戦傷病者特別援護 法)	11	11	0	0		
第 65	戦傷病者乗車券引換証受給者数(戦傷病者特別援護 法)	11	11	0	0		
第 67	給付の開始・廃止及び変更 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律)	IJ	IJ	0	0	0	0
第 68	性・年齢階級別被給付人員 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律)	11	IJ	0	0	0	0

_

報告表 番号	報告事項	種類	報告期限	東京都	道府県	指定 都市	中核市
第 69	医療支援給付人員 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律)	IJ	11	0	0	0	0
第 70	介護支援給付人員 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律)	IJ	11	0	0	0	0
第 71	世帯の労働力類型別被給付世帯数 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律)	11	IJ	0	0	0	0
第 72	医療費の審査及び決定 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律)	IJ	IJ	0	0	0	0
第 73	医療支援給付実施状況 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律)	IJ	11	0	0	0	0

【各欄のマークについて】

マーク	報告の仕方
0	該当の報告表を報告する。
\triangle	児童相談所を設置する中核市のみ報告する。
X	児童相談所を設置する特別区毎に報告する。
児	児童相談所毎にも報告する。